

電気料金メニュー定義書

【九州電力送配電エリア】

スマートハイムオール電化プラン

スマートハイムオール電化Gプラン

2020年11月1日実施

積水化学工業株式会社

電気料金メニュー定義書（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気の供給および発電設備等からの電気の受給に関する約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、お客さまへ電気を販売するときの電気料金その他の条件を定めたものです。

本定義書に記載がない事項は、本約款の記載事項によるものとし、本定義書と本約款の記載事項が矛盾または抵触する場合は、本定義書の記載事項によるものとします。

1 定義

本定義書で用いる用語については、本定義書に定めのない限り、本約款に規定するところによります。

2 適用条件

本定義書にもとづく電力料金メニュー（以下「スマートハイムオール電化プラン」および「スマートハイムオール電化Gプラン」といいます。）は、低圧で電気の供給を受け、電灯および小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客様に適用いたします。

- ① 別表1に定める総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上の蓄熱式小型機器を使用すること。
- ② 需要場所に設置された太陽光発電設備による発電電力を使用すること。
- ③ ご契約の需要場所におけるご使用電力が、原則として50キロワット未満であること。
- ④ 1 需要場所において、別途お客さまが他の小売電気事業者等と動力を契約する場合は、当該動力に関する契約の契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が、50キロワット未満であること。
- ⑤ 需要場所等が、九州電力送配電株式会社の供給区域内にあること。

ただし、1 需要場所等において動力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、動力に関する契約の契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

また、太陽光発電設備の増減設、交換、蓄熱式小型機器の取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は当社にお申し出頂きます。太陽光発電設備、蓄熱式小型機器の仕様等を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

4 電気料金

電気料金は、次に定めるところにしたがい、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とします。なお、電力量料金は、1円未満を切り捨てます。

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の供給電力量に次の表の単価を乗じて算定します。

スマートハイムオール電化プラン 電力量料金単価 供給電力量1キロワット時につき、	24円40銭
---	--------

別表2に定める当社指定の蓄電池を使用する場合、スマートハイムオール電化Gプランを選択いただくことができ、その場合、次の表の単価を適用します。

スマートハイムオール電化Gプラン 電力量料金単価 供給電力量1キロワット時につき、	23円90銭
--	--------

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は本約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に記載のとおりとします。

(3) 消費税等

電力量料金単価は、消費税等相当額を含みます。

5 電気料金の通知

月ごとの電気料金は、毎月、原則としてお客さま専用 Web サイト上で通知いたします。ただし、お客さまがご希望する場合は、書面にてご利用明細書を郵送いたします。この場合、次の手数料を申受けます。なお、消費税等相当額の計算時の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

ご利用明細書	1通につき150円（消費税等相当額別）
--------	---------------------

6 電気料金の支払期日

支払期日は、本約款20（支払期日）に記載のとおり、当該電気料金の検針日の翌月末日とします。供給契約とあわせて受給契約を締結している場合は、本定義書による電気料金と受給契約による買取料金を相殺した金額を精算いたします。この場合の精算は3ヶ月ごととし、支払期日は次によるものとします。

4 から 6 月の各月の検針分	7 月末日
7 から 9 月の各月の検針分	10 月末日
10 から 12 月の各月の検針分	1 月末日
1 から 3 月の各月の検針分	4 月末日

7 本定義書の変更および廃止等

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、本約款 2（本約款等の変更）を適用します。この場合、本約款 2（本約款等の変更）において、「本約款」を「本定義書」と読みかえて適用します。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社 Web サイト上でお知らせします。
- (3) 本定義書の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、本約款 2（本約款等の変更）(2) に準じるものとします。

附則

1 実施期日

本定義書は、2020年11月1日より適用します。

別表

1 蓄熱式小型機器

お客様が主として給湯または給湯と暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器をいいます。

2 スマートハイムオール電化Gプラン 適用対象蓄電池

メーカー	蓄電池（型番）
京セラ株式会社	12kWh 蓄電池（EGS-ML1200）